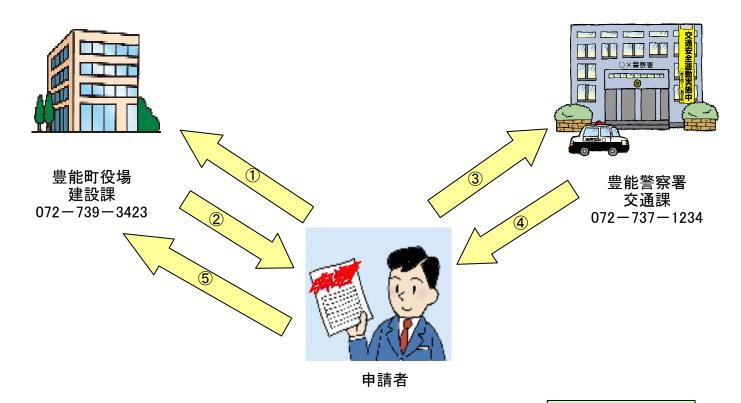
道路占用許可申請ならびに道路工事施工承認申請手続き案内

1. 手続きの流れ



- ① 申請書を3部提出して下さい。
- ② 警察協議書を発行しますので、受取に来て下さい。(1週間程度)
- ③ 豊能警察署に警察協議書を提出して下さい。
- ④ 警察協議回答書が発行されますので、受取に行って下さい。(1週間程度)
- ⑤ 警察協議回答書を提出して下さい。 回答書に問題がなければ即日許可書を発行します。

★ お願い

- * 豊能町建設課での協議書発行及び警察協議回答書の発行には、決裁期間が一週間程度必要ですので 工事着工までには日程に余裕を持たせて申請して下さい。
- *警察協議書の発行及び許可書の発行は、月~金曜日の午前9時00分から午後5時30分です。
- *警察協議回答書の受付期間は月~金曜日の午前9時00分から午後5時30分です。

★ 工事竣工届について

- * 工事完了後は、工事竣工届を提出して下さい。
- *着工前・着工後・工程別写真を添付して下さい。
- * 工事規模によっては、写真以外の書類提出を求める場合はあります。

2. 添付書類 (◎については必須)

- 【1】 申請書 (正副副(返却分)を含めて計3部)
 - * 担当欄については、必ず連絡先を記入して下さい。
- 【2】 道路占用料減額·免除申請書
 - * 内容によっては、道路占用料を減額または免除できる場合があります。

【3】◎ 位置図

* 住宅地図程度で結構です。

添付書類に不備がある場合は、許可までに1週間 以上かかることもあります。

- * カラー写真でお願いします。 デジタルフォトをプリントしたものでも構いません。
- * 占用箇所が分かるように写真に朱書きして下さい。

【5】 回 現況平面図及び計画平面図(S=1/300以上)

- * 現況と計画の両方が分かるようにして下さい
- * 官民境界線を赤色で記入して下さい。
- *図面距離間(mm)は可能な限り詳細に記入して下さい。
- * 撤去する道路構造物、新設する道路構造物について色分けして下さい。

【6】◎ 現況断面図及び計画断面図(S=1/100以上)

- * 現況と計画の両方が分かるようにして下さい。
- * 官民境界線を赤色で記入して下さい。
- *図面距離間(mm)は可能な限り詳細に記入して下さい。

【7】◎ 工事実施方法を記載した書類

- * 工事の影響方法が分かるようにして下さい。
- *工事の実施方法(開削・推進の別、工事が広範囲にわたる場合には工程順等)が分かるようにして下さい。
- * 平面図と兼用していただいても結構です。

【8】 丈量図(S=1/300以上)

- * 占用範囲、工事影響範囲、種別内容ごとに分かるもの。
- * 平面図に記入できる安易なものについては、平面図に記入しても結構です。

【9】 構造図、設計図、仕様書

- 【10】 交通対策図(規制方法については豊能警察署において指導されます)
 - * 仮歩道・バリケード、夜間の保安対策等を記入して下さい。

【11】占用関係意見調書

- *地下占用の場合は、他の地下埋没設管管理者から意見聴取した書類を提出して下さい。
- * 道路通行止めとされる場合は、環境課(ごみ収集の点)、地元自治会、バス業者と協議して下さい。

【12】その他、必要な書類

- * 工事期間が長期間にわたるもの、または一時占用の場合には工程表を添付して下さい。
- * 道路占用・法面埋立・工事用仮囲いの場合は、官民境界線の確定図を添付して下さい。
- * 道路占用・法面埋立の場合は、土地利用計画書を添付して下さい。
- * その他内容によって、理由書・利害関係者の同意書・公図・土地登記簿謄本の提出を求めることがあります。

〒563-0292 豊能町余野414-1

豊能町役場 建設水道部 建設課 (内線: 283・284)

TEL: 072-739-0001